

定額減税補足給付金(調整給付)を支給

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税に実施される定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を支給します。

▶対象＝定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方

▶定額減税可能額

・所得税分＝3万円×減税対象人数(※)
・個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数(※)

※減税対象人数とは、納税義務者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数。
※扶養親族数は、16歳未満を含み、国外居住者は除く。

▶支給額＝次の①と②の合計額（合計額を万円単位で切り上げ）

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額

②個人住民税所得割分定額減税可能

額－令和6年度分個人住民税所得割額
※令和6年中には令和6年分所得税額は確定しないため、前年の令和5年分所得税額により推計します。

▶申請方法＝確認書の郵送または、電子申請

※確認書は、対象者宛に8月上旬に発送しました。

※郵送の場合は、確認書に本人確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※電子申請は、確認書に同封の案内チラシをご覧くださいか、次の申請フォームからアクセスしてください。

▶申請締切＝10月31日(木) (消印有効)

☎・☎ 総務課行政班

☎(70) 0348



◀申請フォーム

低所得世帯支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯等)の支給

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯等に対し、低所得世帯支援給付金（1世帯当たり10万円）を支給します。

▶対象＝令和6年6月3日（基準日）において本市に住民票があり、令和6年度分の住民税が「住民税非課税の方」、「均等割のみ課税されている方」または「均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方」で構成される世帯

◇子ども加算について

低所得世帯支援給付金支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を養育する世帯するについては、児童1人当たり5万円を支給します。

▶申込方法＝市から対象世帯の世帯主宛に送付した確認書に必要事項を記載

して、同封の返信用封筒で返信

※令和6年1月2日以降に本市に転入した方、令和6年度分住民税未申告の方がいる場合や、基準日以降に出生した新生児がいる場合は、問い合わせください。

〈共通事項〉

▶申請締切＝10月31日(木) (消印有効)

▶その他＝次に該当する世帯は支給対象外

・令和5年度分住民税非課税世帯に対する給付金が受給済みである世帯
・令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金が受給済みである世帯
・双方それぞれの給付金の支給対象だったが、未申請または支給を辞退した世帯

☎・☎ 社会福祉課社会福祉班

☎(70) 0330

公平な納税のための滞納処分(差し押え)

納税は、国民の三大義務の一つであり、滞納された税金を放置することは、納期限内に納付された方と公平性を欠くことになります。滞納は、市の財政を圧迫し、皆さんへの行政サービスに支障を来すことになります。

市では、納期限を過ぎても納付が無い場合、督促状を送付しています。それでも納付が無い場合は、財産調査を行い、法律の定めに従い、財産の差し押えや、差し押えた財産の公売を行っています。

〈納期限を過ぎても納付が無い場合〉

地方税法の規定により納期限経過後20日以内に督促状を送付します。

〈督促・催告〉

督促状を送付しても納付が無い場合、催告書の送付や、電話や訪問による催告を行う場合があります。

〈財産調査〉

督促状を送付しても納付が無い場合、滞納者の財産調査を行います。

〈差し押さえ〉

財産調査で判明した財産を差し押さえます。

▶差し押さえ事例

①給与等の差し押さえ＝勤務先へ給与等照会後、給与等の差し押さえを実施し、給与等から一定額を税金に充てます。

②預貯金の差し押さえ＝金融機関等へ預貯金照会後、差し押さえを実施し、税金に充てます。

③不動産の差し押さえ＝法務局へ照会後、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差し押さえ登記の嘱託をし

す。差し押さえ登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等には、差し押さえしたことを通知します。

・令和4年度＝106件実施（預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）

・令和5年度＝119件実施（預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）

〈検索〉

財産の発見や、差し押えなどの必要がある場合、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思に関わりなく検索する場合があります。

・令和4年度＝18件実施

・令和5年度＝24件実施

◇納められない方は早めの納税相談を

病気や失業・事業不振等の理由で納められない方は、早めの納税相談をお願いします。相談等がないと、生活状況等の把握ができず、やむなく差し押さえの処分を受ける場合があります。納税相談は、随時、実施しています。滞納額が増える前に早めに相談してください。事情により、徴収猶予等の手続を行います。

◇納税は自主納付が原則です

口座振替を推奨しています。口座振替が利用できる金融機関等は問い合わせください。また、納付書は全国のコンビニエンスストアで納付できます。

◇納期限を過ぎると

納付しても延滞金が発生する場合がありますので、納め忘れに十分ご注意ください。

☎税務課滞納整理班 ☎(70) 0323

市役所共用封筒に有料広告を掲載しませんか

地域経済の活性化、自主財源の確保を目的に市役所共用封筒に掲載する有料広告を募集します。

▶掲載期間＝令和7年1月～令和7年12月（封筒の在庫状況等により使用時期が前後することがあります）

▶規格（封筒サイズ）

・長形3号（縦23.5cm、横12.0cm）
・角形2号（縦33.0cm、横24.0cm）

▶印刷部数

・長形3号＝54,000枚
・角形2号＝14,500枚

▶広告枠

・長形3号＝3枠（縦5.0cm×横9.0cm）
・角形2号＝3枠（縦7.5cm×横18.0cm）

▶掲載料（1枠当たり）

・長形3号＝54,000円
・角形2号＝29,000円

▶募集締切＝9月30日(月)（必着）

詳細はホームページをご覧ください。

☎・☎ 財政課契約管財班

☎(70) 0311

●市役所共用封筒の裏側(角形2号の場合)



○上記枠は広告スペースです。
○広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

「全国家計構造調査」にご協力ください

10月から11月までの2か月間を調査期間とする「全国家計構造調査」を実施します。

この調査は、皆さんに日々の収入や支出などを回答いただき、国民生活の実態を明らかにするものです。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策に役立てられます。

9月ごろから、千葉県知事に任命された調査員が対象地域を訪問しますので、調査への協力をお願いします。

▶対象地域＝みずほ台、永田、みやこ野地区の一部

調査員は千葉県知事が発行する調査員証を携帯しています。

☎企画政策課政策推進班 ☎(70) 0316

9月は児童扶養手当の支払期です

現在、手当を受給されている方および令和6年6月までに新たに認定を受けた方は、9月11日(水)に市から2か月分（令和6年7月分～8月分）が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書（緑色）に記載してあります金融機関の口座にてご確認ください。

☎・☎ 子育て支援課児童家庭班

☎(70) 0331

入札結果の公表

市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等の入札結果のうち、主なもの（落札金額が工事500万円以上・業務委託300万円以上・物品購入等200万円以上）について公表します。

なお、そのほかの結果も含め、全入札結果は、入札情報サービス、市役所受付行政情報コーナー、財政課で公表しています。 ※金額は税込表示。

【7月26日一般競争入札実施分】

●件名 経年ガス導管入替工事（山辺3区）

場 所 金谷郷（下根引）地内

落札業者 有限会社 雅工業

落札金額 6,721,000円

落札率 93.47%

●件名 経年ガス導管入替工事（富田（北））

場 所 富田（西大定）地内

落札業者 株式会社 丸二工務店

落札金額 13,127,930円

落札率 87.02%

●件名 浄化センター汚泥棟揚砂ポンプ等整備工事

場 所 四天木556番地2

外2箇所

落札業者 布川産業 株式会社

落札金額 13,500,424円

落札率 87.67%

●件名 幹線排水路維持管理業務

場 所 駒込地内

落札業者 株式会社 伸栄建設

落札金額 3,520,000円

落札率 80.81%

●件名 災害用備蓄品購入（非常食）

場 所 永田1055番地

瑞穂小学校備蓄倉庫

外11箇所

落札業者 ムラスギ防災 株式会社

落札金額 3,175,200円

落札率 98.13%

☎ 財政課契約管財班 ☎(70) 0312

空き地を所有・管理している方は、定期的に草刈りなどを行いましょう。 ☎ 地域づくり課環境対策班 ☎(70) 0386